

平成23年3月29日 刑事訟廷管理官

## 当直員各位

本年4月以降、当直発付の勾留状をすべて検察庁に引き継いだ後、検察庁において勾留状の執行準備が整った段階で、検察庁の当直室から当庁の当直室にその旨の電話連絡を入れる取扱いとなりました。

ついては、当直員は、上記の連絡を受けた後、日直担当の当番裁判官が自室等で待機されている場合には、同裁判官に対し、検察庁から上記の連絡があった旨を伝えてください。

なお、待機されていない裁判官にはその連絡は不要ですので、日直員又は宿直員は、裁判官の日直勤務終了時に、引き続き待機されるか否かを必ず確認してください（ただし、検察庁から、執行に当たり、勾留状の訂正等を要する旨の連絡があった場合には、待機されていない裁判官にも連絡の必要があることは当然です。）。

おって、日直員においては、日直業務終了までに検察庁から上記連絡がない場合には、その後の対応を宿直員に引き継いでください。

（裁判所から検察庁に対し、勾留状点検終了の確認をする必要はありませんし、検察庁からの上記連絡を待つ必要もありません。）